土地改良区利水調整規程例

　　　何土地改良区利水調整規程

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この土地改良区における農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

（適用範囲）

第２条　この規程については、土地改良事業計画の用水受益地について適用するものとする。

（原　則）

第３条　この土地改良区は、気象、水象、かんがい及び地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者（以下「耕作者等」という。）への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

第４条　耕作者等は、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

第２章　配水計画

（配水計画）

第５条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、○月末日までに配水計画を定めるものとする。

２　前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　○○ため池における配水期間

二　その他必要な事項

【備考】

　　　第２項の一にあるため池は、地域の実情に応じて記載すること。

（意見聴取）

第６条　理事会は、配水計画の策定に当たり、○月末日までに耕作者等から聴取り等を行い、その意向を把握するものとする。

（周　知）

第７条　理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、定款第６条による公告により組合員に周知するものとする。

第３章　用水期間中の対応

（渇水時等の対応）

第８条　渇水時等における通水制限等については、理事会が決定するものとする。

（問合せ先）

第９条　農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、事務局とする。

附　則（平成○年○月○日議決）

この規程は、平成○年○月○日から施行する。